

「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」の概要

条例の制定経緯

川崎市では、あらゆる差別の解消に向けて、一人ひとりの人間の尊厳を最優先する人権施策を、平等と多様性を尊重し、着実に実施してきましたが、今なお、不当な差別は依然として存在し、本邦外出身者に対する不当な差別的言動、インターネットを利用した人権侵害などの人権課題が顕在化している現状を踏まえ、全ての市民が不当な差別を受けることなく、個人として尊重され、生き生きと暮らすことができる人権尊重のまちづくりを推進していくため、この条例を制定しました。

条例の内容（概要）

(1) 不当な差別のない人権尊重のまちづくりの推進

不当な差別的取扱いの禁止

何人も、人種、国籍、民族、信条、年齢、性別、性的指向、性自認、出身、障害その他の事由を理由とする不当な差別的取扱いをしてはなりません。

人権教育及び人権啓発の実施

不当な差別を解消し、並びに人権尊重のまちづくりに対する市民及び事業者の理解を深めるため、人権教育及び人権啓発を行います。

人権侵害による被害に係る支援

人権侵害による被害の救済を図るため、関係機関等と連携し、相談の実施、情報の提供その他必要な支援を行います。

情報の収集及び調査研究の実施

人権に関する施策を効果的に実施するため、必要な情報の収集及び調査研究を行います。

(2) 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進

ア 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の禁止

何人も、本邦の域外にある国又は地域を特定し、当該国又は地域の出身であることを理由として、次の要件に該当する本邦外出身者に対する不当な差別的言動を行い、又は行わせてはならない。

<場所>

- 市の区域内の道路、公園などの公共の場所

<手段>

- 拡声器（携帯用のものを含む。）を使用
- 看板、プラカード等を掲示
- ビラ、パンフレット等を配布

<類型>

- 本邦外出身者をその居住する地域から退去させることを煽動し、又は告知するもの
- 本邦外出身者の生命、身体、自由、名誉又は財産に危害を加えることを煽動し、又は告知するもの
- 本邦外出身者を人以外のものにたとえるなど、著しく侮辱するもの

イ 本邦外出身者に対する不当な差別的言動（違反行為）が行われた場合の流れ

左記アに違反（1回目）

勧告

市長は、勧告の前に、「川崎市差別防止対策等審査会」の意見を聞く。ただし、緊急を要する場合で、その意見を聞くまがないときは、この限りでない。

違反行為（2回目）

命令

市長は、1回目と同一の国又は地域の出身であることを理由として、地域を定めて、勧告の日から6月間、左記アの違反行為を行ってはならない旨を勧告することができる。

違反行為（3回目）

公表・罰則

市長は、命令の前に、「川崎市差別防止対策等審査会」の意見を聞く。ただし、緊急を要する場合で、その意見を聞くまがないときは、この限りでない。

市長は、前2回と同一の国又は地域の出身であることを理由として、地域を定めて、命令の日から6月間、左記アの違反行為を行ってはならない旨を命ずることができる。

市長は、公表の前に、「川崎市差別防止対策等審査会」の意見を聞き、また、公表される者にその理由を通知し、その者が意見を述べ、証拠を提示する機会を与える。

市長は、命令に従わなかったときは、氏名、住所等のほか、命令の内容などを公表する。
*市は刑事告発を行い、その後の罰則に係る判断は、司法機関（検察・裁判所）が行うこととなる。

ウ その他

- インターネット表現活動に係る拡散防止措置及び公表